

旭川医科大学病院諸料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 吉田 晃 敏

旭川医科大学病院諸料金規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院諸料金規程（平成16年旭医大達第53号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後			現行		
(略)			(略)		
<p><u>附 則</u> この規程は、平成31年1月1日から施行する。</p>					
別表			別表		
1 保険適用外の料金			1 保険適用外の料金		
区分		金額	区分		金額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
処置料 等	分べん介助料 1児	210,000	処置料 等	分べん介助料 1児	210,000
	(略)	(略)		(略)	(略)
	抗プロトンビン抗体検査 (妊産婦にかかる)	6,800		抗プロトンビン抗体検査 (妊産婦にかかる)	6,800
	絨毛染色体検査	81,000		絨毛染色体検査	81,000
	羊水検査	43,000		羊水検査	43,000
	<u>新生児聴覚スクリーニング検査 (新設)</u>	<u>8,748 (新設)</u>			
人工授精	3,000		人工授精	3,000	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>【改正理由】 周産母子センターで実施する、保険適用外の検査である「新生児聴覚スクリーニング検査」の料金を設定するため、所要の改正を行うものである。</p>					